

機械器具 30 結紮器及び縫合器

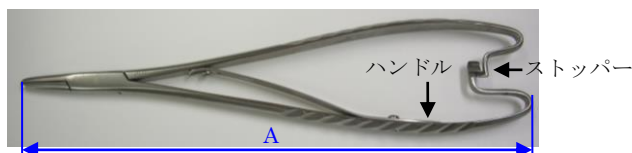
一般医療機器 持針器 12726010

ヘリオ持針器

【形状・構造及び原理等】*

1. 形状及び寸法*

(1) マッチウ持針器



<先端の形状>



チップなし

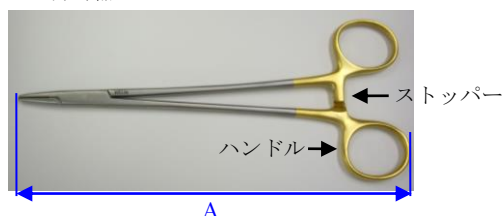


チップ付き

※先端の形状がチップ付きのものは、ハンドル部が金メッキ加工されている。

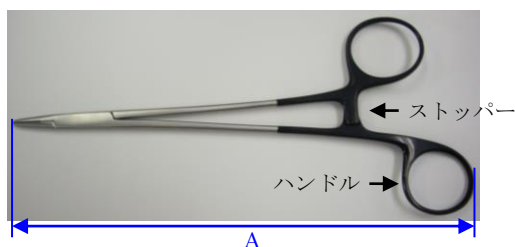
商品コード	先端の形状	全長 A (mm)
HF-1031-16	チップなし	160.0
HF-1031-19		190.0
HF-1031-21		210.0
HF-1031D16	チップ付き	160.0
HF-1031D19		190.0
HF-1031D21		210.0

(2) ヘガール持針器*



商品コード	全長 A (mm)
HF-1035D12	125.0
HF-1035D14	140.0
HF-1035D16	160.0
HF-1035D19	190.0
HF-1035D21	210.0
HF-1035D23	230.0

(3) オフセット持針器



商品コード	全長 A (mm)
HF-1036D16	160.0
HF-1036D19	190.0

2. 原材料（接触部の組成）

ステンレス鋼

3. 動作原理

ハンドル部を操作することにより先端部が開閉し、縫合針を把持する。

【使用目的又は効果】

本品は、縫合針を把持するために用いる手術器具である。

【使用方法等】

1. 使用前の確認

本品が十分に洗浄、滅菌されていることを確認する。

2. 準備・操作

- (1) ハンドル部を操作し、先端部を開く。
- (2) 縫合針を把持し、先端部を閉じる。
- (3) ハンドル部を操作して先端部を開き、縫合針を取り除く。

3. 使用後

【保守・点検に係る事項】1に示すように洗浄、滅菌する。

【使用上の注意】**

1. 重要な基本的注意**

- (1) 本品は未滅菌品であるので、必ず適切な滅菌を行い、滅菌されたことを確認してから使用すること。
- (2) 本品の使用前に、変形・傷がないか、ネジの弛み、はずれ等がないか、ストッパーが掛かるか、先端が把持できるか及び不具合を確認の上使用すること。不具合を発見した場合には使用しないこと。
- (3) 本品で、骨やチューブを把持しないこと。折損することがある。
- (4) 本品は使用目的に合わせて繊細かつ精巧に作られているため、変形或いは傷をつける等の粗雑な取扱いは本品の寿命を著しく低下させることがある。
- (5) 電気メスを用いた接触凝固は、術者が感電、火傷する危険性があり、また、本品の表面を損傷するので、併用しないこと。
- (6) 金属たわし、クレンザー（磨き粉）等は、表面が損傷するので汚物除去及び洗浄時に使用しないこと。
- (7) 使用後は、表面に付着している血液、体液、組織片及び薬品等が乾燥しないよう直ちに洗浄すること。その際、取り外し可能なものは取り外し、そうでないものは可動部をよく動かしながら洗浄を施すこと。
- (8) 本品がハイリスク手技に使用された場合には、プリオン病感染予防ガイドラインに従った洗浄、滅菌を実施すること。
- (9) 本品がプリオン病の感染症患者への使用及びその汚染が疑われる場合には、製造販売業者又は貸与業者に連絡すること。

【保管方法及び有効期間等】

清潔な場所に室温で保管すること。

【保守・点検に係る事項】

1. 洗浄・滅菌方法

- (1) 水洗いし、付着物を取り除く。
- (2) 石鹼、又は医療用中性洗剤等を用い、柔らかいブラシ、スポンジ等で軽くこすり洗いをする。

- (3) 蒸留水又は脱イオン水を用い、よくすすぎ、乾燥させる。
 - (4) 可動部に、水性潤滑防錆剤を塗布する。
 - (5) 高圧蒸気滅菌、又はE O G滅菌にて滅菌する。
- 例) 高圧蒸気滅菌推奨条件

温度	時間	気圧
121℃	20 分以上	98.067kPa

2. 使用者による保守点検事項

- (1) 可動部の動きをスムーズにするために、水性潤滑防錆剤を塗布することを推奨する。
- (2) 本品が漂白剤、消毒液等の塩素及びヨウ素溶液に曝された場合、直ちに清水で洗浄すること。
- (3) 自動洗浄機による洗浄の際はストッパーを固定せず、本品が完全に開いた状態で洗浄すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者・製造業者

ユフ精器株式会社

〒113-0034

東京都文京区湯島 2 丁目 31 番 20 号

T E L : 03-3811-1131

F A X : 03-3811-1727